各 位

会 社 名 武蔵精密工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 大塚 浩史 (コード番号 7220 東証・名証第一部) 問合せ先 上席執行役員 総務統括 内田 透 (TEL. 0532-25-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、平成27年6月23日に開催予定の第88回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、監査・監督機能とガバナンスの強化を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と 業務執行により経営の健全性と効率性を高めるため、会社法の一部を改正する法律(平成26年6 月27日法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」といいます。)により可能になりま した監査等委員会設置会社に移行することにいたしました。

これに伴い、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定を新設するとともに、業務執行を行わない取締役とも責任限定契約を締結することができるように、規定の一部を変更するものであります。

なお、これらの定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (3)機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、規定の一部を変更するものであります。
- (4) 上記のほか、条文の新設および削除に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日平成 27 年 6 月 23 日 (火)定款変更の効力発生日平成 27 年 6 月 23 日 (火)

以上

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------------------|--------------------------------|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条~第3条(条文省略) | 第1条~第3条(現行どおり) |
| | |
| 第4条(機関) | 第4条(機関) |
| 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関 | 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関 |
| を置く。 | を置く。 |
| 1)取締役会 | 1) 取締役会 |
| 2) <u>監査役</u> | 2) <u>監査等委員会</u> |
| 3) 監査役会 | (削除) |
| <u>4</u>) 会計監査人 | <u>3</u>) 会計監査人 |
| 広 F 久 . /広10久 / 久 → / 小Ⅲ// \ | ケータ・ケーのタ (IP/エドナンル) |
| 第5条~第18条(条文省略) | 第5条〜第18条(現行どおり) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 |
| 第19条(取締役の員数) | 第19条(取締役の員数) |
| 当会社の取締役は、20名以内とする。 | (現行どおり) |
| (新設) | (2)前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、 |
| | <u> 5名以内とする。</u> |
| | |
| 第20条(取締役の選任) | 第20条(取締役の選任) |
| 取締役は、株主総会において選任する。 | 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 |
| | <u>締役とを区別して、</u> 株主総会において選任する。 |
| (2) (条文省略) | (2) (現行どおり) |
| (3) (条文省略) | (3) (現行どおり) |
| 第21条(取締役の任期) | 第21条(取締役の任期) |
| 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期 |
| 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の | は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の |
| 時までとする。 | ものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| (新設) | (2)監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内 |
| | に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株 |
| | 主総会の終結の時までとする。 |
| (新設) | (3)任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の |
| | 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期 |
| | は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了す |
| | る時までとする。 |

現行定款

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を 選定し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を選定するこ とができる。

(2) (条文省略)

(3)取締役会は、その決議によって、前項のほか、会社を代表する取締役を選定することができる。

第23条 (取締役会)

取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。

第24条 (取締役会の招集および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長 に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定 めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

- (2) 取締役会の招集通知は、各取締役<u>および各監査役</u>に 対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の 必要があるときはこの期間を短縮することができる。
- (3)取締役<u>および監査役</u>全員の同意があるときは、招集 の手続きを経ないで取締役会を開催することができ る。

第25条~第26条(条文省略)

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」と いう。)は、株主総会の決議によって定める。

変更案

第22条 (代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役社長1名を 選定し、また取締役会長1名ならびに取締役副社長、 専務取締役および常務取締役各若干名を選定するこ とができる。

- (2) (現行どおり)
- (3)取締役会は、その決議によって、前項のほか、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>会社を 代表する取締役を選定することができる。

第23条 (重要な業務執行の委任)

取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第24条 (取締役会の招集)

(削除)

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるとき はこの期間を短縮することができる。

(2)取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第25条~第26条(現行どおり)

第27条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として 当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」と いう。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

| 現行定款 | 変更案 |
|----------------------------|------------------------------|
| 第28条(社外取締役の責任限定契約) | 第28条(取締役の責任免除) |
| (新設) | 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取 |
| (VIII) | 締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締 |
| | 役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法 |
| | 令の限度において免除することができる。 |
| 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 | (2) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取 |
| 外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償 | 締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、 |
| 責任を限定する契約を締結することができる。ただ | 会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約 |
| し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す | を締結することができる。ただし、当該契約に基づく |
| る最低責任限度額とする。 | 責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とす |
| | 5。 |
| | .⇒° |
| 第5章 監査役および監査役会 | 第5章 監査等委員会 |
| (新設) | 第29条(監査等委員会) |
| | 監査等委員会は、法令または本定款に定める事項の |
| | ほか、職務の遂行に関し必要と認める事項を決定し、 |
| | |
| | |
| (新設) | 第30条(監査等委員会の招集) |
| | 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し |
| | て、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要 |
| | があるときはこの期間を短縮することができる。 |
| | (2)監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続き |
| | を経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| / da r.⇒π.\ | 第91 夕 (所大炊子巳入田田I) |
| (新設) | 第31条(監査等委員会規則) |
| | 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款の |
| | ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則 |
| | <u>による。</u> |
| 第29条(監査役の員数) | (削除) |
| 当会社の監査役は、5名以内とする。 | |
| | |
| 第30条(監査役の選任) | (削除) |
| 監査役は、株主総会において選任する。 | |
| (2)前項の選任決議は、議決権を行使することができる | |
| 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 | |
| その議決権の過半数をもって行う。 | |
| | |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|-----------|
| 第31条(監査役の任期) | (削除) |
| 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年 | (円)(対) |
| 度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の | |
| 時までとする。 | |
| (2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任さ | |
| れた監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了す | |
| 40に <u>無重</u> 板の圧物は、 <u>返圧した<u>無重</u>板の圧物の個子 9 る時までとする。</u> | |
| 2 M & C C 7 20 | |
| 第32条(常勤の監査役) | (削除) |
| ー 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選 | |
| | |
| | |
| 第33条(監査役会) | (削除) |
| 監査役会は、法令または本定款に定める事項のほ | |
| か、監査役の職務の執行に関し必要と認める事項を決 | |
| 定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることは | |
| <u>できない。</u> | |
| Mrouge (Riterial A or In the) | (VIIIA) |
| 第34条(監査役会の招集) | (削除) |
| 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の | |
| 3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるとき | |
| はこの期間を短縮することができる。 | |
| (2)監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経 | |
| ないで監査役会を開催することができる。 | |
| 第35条(監査役会の決議方法) | (削除) |
| <u></u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を | |
| 除き、監査役の過半数をもって行う。 | |
| | |
| 第36条(監査役会規則) | (削除) |
| 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほ | |
| か、監査役会において定める監査役会規則による。 | |
| 第37条(監査役の報酬等) | (削除) |
| <u>第37末 (監査区の報酬等)</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定め | (日1) 対大/ |
| | |
| <u> </u> | |
| 第38条(社外監査役の責任限定契約) | (削除) |
| 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社 | |
| 外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償 | |
| 責任を限定する契約を締結することができる。ただ | |
| し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す | |
| る最低責任限度額とする。 | |
| <u></u> | 1 |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------|---------------------------------|
| 第6章 計算 | 第6章 計算 |
| 第 <u>39</u> 条(事業年度) | 第 <u>32</u> 条(事業年度) |
| 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31 | (現行どおり) |
| 日までの1年とする。 | |
| 第 <u>40</u> 条(剰余金の配当) | 第 <u>33</u> 条(剰余金の配当 <u>等</u>) |
| 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に | 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載ま |
| 記載または記録された株主または登録株式質権者に | たは記録された株主または登録株式質権者に対し、剰 |
| 対し <u>て</u> 行う。 | <u>余金の配当を</u> 行う。 |
| (新設) | (2) 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日 |
| | <u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または</u> |
| | 登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める |
| | 剰余金の配当を行うことができる。 |
| (新設) | (3) 当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、 |
| | 会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めること |
| | <u>ができる。</u> |
| (新設) | _(4)未払の剰余金の配当には、利息を付さない。_ |
| 第41条(中間配当) | (削除) |
| 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日 | |
| の最終の株主名簿に記載または記録された株主また | |
| は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができ | |
| <u>る。</u> | |
| 第 <u>42</u> 条(配当金の除斥期間) | 第 <u>34</u> 条(配当金の除斥期間) |
| 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもな | (現行どおり) |
| お受領されないときは、当会社はその支払義務を免れ | |
| る。 | |
| (新設) | <u>附則</u> |
| | <u>(施行期日)</u> |
| | 変更後の第4条ならびに第4章および第5章(変更 |
| | 前定款第5章の削除を含む。) の規定は、平成27年6 |

以上

月23日開催の第88回定時株主総会終結の時をもって 効力を発生する。なお、本附則は効力発生の時をもっ

てこれを削除する。